



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222)7207 番

96.5.7 No. 4389

## ● 幕電／有機溶剤作業問題で団交

# 責任の所在を明らかにせよ

### 不適切な発言があった。現場を指導する

#### 肝心な事は何一つ明らかにせず

幕張電車区で、法律で定められた安全対策もとらずに、有機溶剤業務を行なわせたことについて、五月二日、団体交渉が開かれた。(団交経過については別号で報告の予定)

団体交渉は、「危険な作業だ」という認識がなかった。(塗装材の)メーカーの指導を受けて作業に入ったが、メーカーのまかせきりにしてしまったことについて判断が甘かった。申し訳なかった」とは言うものの、何故このような、極めて初歩的な問題が起きたのか、その原因について、肝心なことは何ひとつ明らかにされなかった。

労働者を三カ月近くも危険な状態におき続きながら、責任の所在も明らかにしなければ、当初から現場では「気持ちが悪い」「手がしびれる」「喉が痛い」等の声があり、組合からも、「シンナーの匂いが充満している」との指摘を行なっているにも関わらず、何故何ひとつ検討も行なわれなかったのか、そもそも、有機溶剤を使った業務であることを支社が知ったのはいつなのか、このような危険作業が何ひとつチェックもされないまままかり通ったことについて、

会社の機構の何処に問題があったと考えているのか、こうしたことは、言を左右にして一切答えられないのだ。

#### 法的問題も検討せず団交に?

それどころか、組合の申し入れによって、四月二四日以降、あわてて作業を中断し、支社としても、様々な検討を行なった上で臨んだ団体交渉であるはずなのに、なかかわらず、団交の時点ですら、有機溶剤業務を行う場合に必要な危険性について、の揭示の問題、有機溶剤の貯蔵の問題、そもそも何をもち「有機溶剤業務」と言うのか、等々、法律で定められた必要な措置等について、組合の側から質すと、ほとんど回答もできない状態である。ただただあきれ果てるばかりだ。

#### 働く者の事は何ひとつ考えず!

また、千葉支社は、「連休明けに身体検査を行なう」としたが、その身体検査も、塗装班の六名だけが対象で、同じ場所での防護マスクも付けないで作業をやらされた交接班の身体検査は、「今のところ考えていない」と

言うし、この作業中にどれだけの方がどのような症状を訴えたのかの調査すらしておらず、組合からの追及で、しぶしぶ「やります」と答える始末である。冗談ではない。自らの信じられないようなミスで、働く者を危険なめにあわせ、健康を害したことにについて、何ひとつ真剣に考えていないのだ。

そして、団交に日になって、はじめて労働基準監督所に初めて相談に言って、「必要な措置をとったらまた作業を再開したい」というのである。

#### 「どこの組合から聞いた!」

しかも、組合からの指摘で作業が中断されてからの現場の対応は、それ以上に異常である。まがりなりにも、組合が申し入れを行なったところ、支社は、その日のうちに「有機溶剤であるとしたら問題がでてくる可能性がある。申し訳なかった。明日以降作業を中断する」と言ってきたにも関わらず、幕張電車区では、翌日の朝の点呼でも一言も触れもしないのだ。

それどころか、点呼後で現場の組合員が、「塗装作業が中止になったと聞いたんですが、どういうことですか」と聞くと、行方首席助役は、危険作業を行なわせたことに反省するどころか、顔色を変えて「誰から聞いたんだ」(組合員:「組合からです」)「どこの組合だ」(組

合員:「支社も昨日、組合には『申し訳なかった』と言いにきたそうじゃないですか」)「そんなこと言うはずはない。まだ危険だと決まったわけじゃない」という対応なのである。

しかも、五月三日から、「管理者を使って作業を再開する」と言って、二日には、その準備作業を再開させているのだ。

さすが、これには、千葉支社も、団交のなかで「(現場の管理者に)一部不適切な発言があったように聞いたんでその辺は指導する」「三日から作業を再開する」ということは考えていない」と回答せざるを得なかった。

幕張電車区での有機溶剤作業問題のなかには、JR東日本に歪んだ体質が、最も鮮明に現われている。これは、JR総連・革マルと結託し、動労千葉潰しや国労潰しの労務政策ばかりを一切に優先させてきたこの十年間の行き着いた結果である。安全や働く者のことなど何ひとつ顧みられなくなっている。われわれは、絶対に今回の問題をあいまいにすることはできない。

#### 当面するスケジュール

九〇三スト損害賠償請求裁判

日 時 五月 十日(金) 十三時三〇分  
場所 千葉地方裁判所

日 時 五月 十四日(火) 十三時  
場所 千葉地裁一階ロビー

日 時 五月 十四日(火) 十三時  
場所 千葉地方労働委員会

日 時 五月 十四日(火) 十二時四十五分  
場所 県庁第二庁舎(企業庁 三階)  
労働者側控室

各支部とも全力動員で結集しよう!